

## 農山村集落における民生委員の活動実践とその課題

高木 健志

(佛教大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授)

キーワード：農山村集落、農村ソーシャルワーク

Key-word : Rural settlements, Social work in rural communities

年報 36 号

---

発行 令和7(2025)年3月  
発行人 頼原 健(理事長)  
編集責任者 瓜生 達哉(事務局長)  
発行所 一般財団法人 山口老年総合研究所  
〒751-0833 下関市武久町二丁目53番8号 武久病院内  
TEL: 083-254-3033  
URL: <http://www.tip.ne.jp/rounenkenkyu/>  
印刷所 泉菊印刷株式会社  
〒752-0927 下関市長府扇町8番48号  
TEL: 083-248-3553 (代表)

---

年報 36 (抄録)

2025年3月 発行

一般財団法人 山口老年総合研究所

本論文および年報36掲載の論文は、本研究所ホームページ  
<http://www.tip.ne.jp/rounenkenkyu/nenpou/>からPDF媒体によるダウンロードが可能です。

# 農山村集落における民生委員の活動実践とその課題

高 木 健 志

(佛教大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授)

キーワード：農山村集落、農村ソーシャルワーク

Key-word : Rural settlements, Social work in rural communities

## 抄 録

農山村では、都市部と比較して、ホームヘルパーや介護事業所、医療機関といった生活の質に直結する、いわば福祉的社会資源の量は少ないことが明らかになっている。そのため、社会福祉の制度上描かれた仕組みを、社会資源が乏しい農山村で実現することは容易ではない。

これまで筆者が行ってきた調査から、農山村地域に居住する住民のなかには、精神障害やアルコール関連問題、また老親の介護のために都市部の職場を中途退職し帰郷してきたものの生まれ故郷であるはずの農山村集落の生活になじめず孤立する中年の子、というように重層的な福祉的課題を抱える住民が存在していることが分かってきた。そこで、支援者の数が十分でない農山村集落において、集落世帯に福祉問題が表出したときに、住民にもっとも近い存在の福祉専門職と位置づけられている民生委員がどのような実践を行っており、また農山村集落の民生委員の活動にあたってどのような課題があるのかという関心から、本研究は、農山村の民生委員の活動の実践とその課題を明らかにすることを目的とした。

本研究では、農山村集落を担当する民生委員3名から調査協力を得て半構造化面接を行った。得られたデータを分析した結果、6カテゴリと12コードが生成された。

1つ目に〈民生委員に切り替える〉カテゴリが生成された。〔立場を切りかえる〕、〔「こちらから」声をかけていく〕という2つのコードから構成される。2つ目に〈集落で果たす役割〉カテゴリが生成された。〔安心感を届ける〕、〔自負心〕という2つのコードから構成される。3つ目に〈集落の力〉を借りる〉カテゴリが生成された。〔「ご近所の力」を借りる〕、〔集落住民の価値観が近い〕という2つのコードから構成される。4つ目に〈民生委員の高齢化に直面する〉カテゴリが生成された。〔高齢化に伴う健康問題〕、〔年齢制限のルールを作る〕という2つのコードから構成される。5つ目に〈活動が阻まれる〉カテゴリが生成された。〔協力者が見当たらない〕、〔個人情報保護によってブロックされる〕という2つのコードから構成される。〔協力者が見当たらない〕コードは、民生委員に協力してくれる協力者が見当たらないことをいう。6つ目に〈継続していくことの難しさ〉カテゴリが生成された。〔適度にブレーキを踏む〕、〔燃え尽きていく仲間たち〕という2つのコードから構成される。

以上の結果から、農山村集落における民生委員の活動実践を把握することができ、そして課題として特に民生委員自身のセルフケアの重要性を周知していくことが重要であることが明らかとなった。

## I. 問題の背景と本研究の目的

農山村では、都市部と比較して、ホームヘルパーや介護事業所、医療機関といった生活の質に直結する、いわば福祉的社会資源の量は少ない<sup>1)2)</sup>。制度上描かれた仕組みを、社会資源が乏しい農山村で実現することは容易ではない。

筆者は、これまで行ってきた調査から、農山村地域に居住する住民のなかには、精神障害やアルコール関連問題、また老親の介護のために都市部の職場を中途退職し帰郷してきたものの生まれ故郷であるはずの農山村集落の生活になじめず孤立する中年の子、というように重層的な福祉的課題を抱える住民が存在していることを明らかにしてきた<sup>3)4)</sup>。

支援者の数が十分でない農山村集落において、集落世帯に福祉問題が表出したときに、住民にもっとも近い存在の福祉専門職と位置づけられている民生委員がどのような実践を行っており、また農山村集落の民生委員の活動にあたってどのような課題があるのだろうか。そのような関心から、本研究は、農山村の民生委員の活動の実践とその課題を明らかにすることを目的とした。

## II. 研究の方法

### 1. データの収集

調査協力者の選定にあたっては、事前に、本研究の目的にそって、農山村における民生委員としての実績があること、民生委員としての自分自身の経験を語るができること、という要件を設定した。その要件をもとに調査協力を依頼した結果、3名の民生委員から調査協力を得ることができ、事前に筆者が作成したインタビューガイドをもとに筆者が半構造化面接を行った。インタビューは、事前に書面と口頭による説明により調査協力者の了承を得た上で、録音・記録した。調査期間は、2023年12月～2024年5月までで、調査時間は1回あたり90分程度であった。

### 2. 倫理的配慮

調査にあたっては、筆者が所属する日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守した。また、事前に筆者の所属機関にて承認を得たうえで実施した（佛教大学「人を対象とする研究」倫理審査委員会承認番号2022-2-A）。

### 3. 分析方法

分析には、佐藤による定性的（質的）コーディングを援用し、データからコーディングを行う帰納的アプローチを用いた<sup>5)</sup>。具体的には、まずテキストデータを読み込み、内容をあらわす「コーディング」を行った。そして、いくつかのコードをもとに抽象度を高める作業を行い、コードの上位に位置づく「カテゴリー」を付した。逐語録化したデータの分析は一貫して筆者が行った。カテゴリーは〈 〉で表し、コードは〔 〕で表した。なお、表示したデータにおける（ ）内は筆者による補足を行っている。分析にあたっては、質的研究に詳しい研究者からスーパービジョンの機会を得て、妥当性と信頼性の確保に努めた。

### Ⅲ. 研究結果

#### 1. 調査協力者の属性

調査については、調査協力が得られた農山村の民生委員3名にインタビューを行った（表1）。男性2名、女性1名の合計3名である。民生委員としての経験年数（調査当時）についての平均は、10,8年であった。

表1 調査協力者（調査当時）

ID	民生委員経験年数	性別	集落での職業等
①	28	男性	自営業
②	1,5	女性	自営業
③	3	男性	農業

#### 2. 調査結果の概要

分析の結果、以下に説明するとおり、6カテゴリと12コードを生成した（表2）。

##### （1）〈「民生委員」に切り替える〉

このカテゴリは、〔立場を切りかえる〕、〔「こちらから」声をかけていく〕という2つのコードから構成される。〔立場を切りかえる〕コードは、集落住民に対する時には、「民生委員である」と立場を明確にして、集落住民の福祉課題の支援に入ることである。次に、〔「こちらから」声をかけていく〕コードは、集落住民に対して、民生委員として積極的に声をかけていく姿勢のことである。日ごろから、民生委員が意識的に集落住民に声をかけ、普段からそれぞれの世帯住民と民生委員とがコミュニケーションをとり、集落全体で民生委員と話をすることが当たり前の状況を作っておけば、いざ民生委員に相談しようというときに、集落住民が他世帯の目を気にせず民生委員に相談することができる。

##### （2）〈集落で果たす役割〉

このカテゴリは、〔安心感を届ける〕、〔自負心〕という2つのコードから構成される。〔安心感を届ける〕コードは、民生委員が集落住民に「安心感を届ける」ということを意識していることである。民生委員には、様々な業務があるが、その根底には「集落住民に安心感を届ける」ということを、いわばモットーにして日頃の業務を行っているということである。〔自負心〕コードは、民生委員は、場合によっては、集落の他の世帯の家庭のなかにも入ることとなり、負担が大きい。それでも民生委員を引き受ける理由は、集落を支え、集落を次の世代に継承する役割である、という自負心といえる。

##### （3）〈集落の力を借りる〉

このカテゴリは、〔「ご近所の力」を借りる〕、〔集落住民の価値観が近い〕という2つのコードから構成される。〔「ご近所の力」を借りる〕コードは、集落世帯に何か重大な変化は起きていないか、またはその兆候はないか、情報を補足して、アップデートしていくために、集落住民から情報を収集していくことである。〔集落住民の価値観が近い〕コードは、集落住民同士の価値観が近いことが、集落の他世帯の「変化」に気づくきっかけであることをいう。〔「ご近所の力」を借りる〕ための基

盤といえる気づきである。

**(4) 〈民生委員の高齢化に直面する〉**

このカテゴリーは、〔高齢化に伴う健康問題〕、〔年齢制限のルールを作る〕という2つのコードから構成される。〔高齢化に伴う健康問題〕コードは、民生委員自身も高齢化し、派生する健康問題に直面する状況になることである。〔年齢制限のルールを作る〕コードは、民生委員自身が、高齢化による健康問題を抱えることで業務を全うできない状況が起こることを未然に防ぐために、民生委員の年齢の上限を設けることである。

**(5) 〈活動が阻まれる〉**

このカテゴリーは、〔協力者が見当たらない〕、〔個人情報保護によってブロックされる〕という2つのコードから構成される。〔協力者が見当たらない〕コードは、民生委員に協力してくれる協力者が見当たらないことをいう。〔個人情報保護によってブロックされる〕コードは、集落住民の支援を行うために行政機関等に情報を依頼しても、個人情報保護を理由に、必要な情報が入手できない状況のことである。

**(6) 〈継続していくことの難しさ〉**

このカテゴリーは、〔適度にブレーキを踏む〕、〔燃え尽きていく仲間たち〕という2つのコードから構成される。〔適度にブレーキを踏む〕コードは、長続きできるように自制できることである。〔燃え尽きていく仲間たち〕コードは、民生委員として同じ志を持った仲間たちが、一生懸命頑張ったものの、燃え尽きてしまい、民生委員を短期間で辞めてしまう状況のことである。

**表2 農山村における民生委員活動の実践と課題(一覧)**

カテゴリー	コード	データ
〈「民生委員」に切り替える〉	〔立場を切りかえる〕	もう私たちは、長年知つとるから、知り合いで。でも回るときは必ず民生委員のあれを、ネームプレートをつけて、「今日は、これで来ました」って一つですね、やっぱり間を置いて。間を置いてというか、確認していただいてですね、お話をするケースが多いです。だけん、みんなに私は言うんですよ。訪問するときはこれを付けておいてくださいって。普通にやるのとは違いますからって。／今、そこのおばあちゃんも一人暮らしですけどね、もう「民生委員でーす」って言うと出てきよってですよ。だから、一回「民生委員です」って言うんですけどね、出てきて「同じ方が来た」って。そして、やっぱり近所の方がですね、やっぱり見守っておられるんです。
	〔こちらから声をかけていく〕	「お元気ですか」っていうのが、やっぱり取り組みが一番ですね。「何か不自由なことはありませんか」とかね、「何か問題ありませんか」というようなことを言っていくと、やっぱり堰を切ったようなことを言いなさるんですよ。／そこのおばあちゃんも一人暮らしですけど、必ず「元気ね」って言ってから、私は散歩のときに寄りますけどね。

〈集落で果たす役割〉	〔安心感を届ける〕	(一人暮らしの高齢者が) みんな、「私は一人暮らし、孤独死はせんのか」っていう恐怖におののいてなさるんですよ。「心配せんでよか」って、「何かあったらすぐ電話して」って言ってから。いつも言ってるからね、自分の携帯を置いて帰って。だけえ、携帯と警察と病院のとを書いておきますって。救急車って、何かあったときは救急車を呼ぶって言うんですたい。安心感がですね。やっぱり回るといことは、安心感がある。
	〔自負心〕	私たちはですね、金銭で動いているわけじゃないからですね。報酬とか何とかはもう、言いなさる人は誰もおんなさらん。みんなの中でお金になさる人はおんなさらん。◇◇(集落名)の場合は。やっぱり誰でもできんことだからですね。
〈集落の力を借りる〉	〔「ご近所の力」を借りる〕	やっぱり私たちも四六時中張り付いて見ることはできませんから、大事なことは近所の人にですね、「あそこで何か変化があったら教えてください」って。これが一番役に立ちます。次になって、1カ月ばかりしてから、また1カ月か2カ月して回ったとき、「あそこのおばあちゃん、おかしかよ」とか、そんなことを話されたりですね。／やっぱり隣近所の方、みんなに声を。もう回るときは必ず掛けます。「何か変化があったときには言ってください」って。／だから私も、やっぱり民生委員とは言いながらも、そんな、しょっちゅうはですね、お伺いできなかったりするのです。そういうときは、サロンとかへ来られたときに「何とかさんのところ、行ってないんだけど」って言うと、「ああ、元気しとんかったよ」って。「昨日畑に出とんかったよ」とかですね、そういう話も聞けるのです。うん、本当に助かります。もう本当、それがいいなら、やっぱりほら、行って確認しないとですね。
	〔「集落住民の価値観」に近い〕	私も農村地域の人はいたい農家出身だから、わりあいと同じ状況。町中の方は、ほとんど知っとらんかった。で、民生委員さん、そしてまた民生委員さんをした人たちも、そういう人はつながりを持っているので、よかったという方が多いんですよ。

〈民生委員の高齢化に直面する〉	〔高齢化に伴う健康問題〕	私は75歳でも、現在は80歳ですけど、私は最後まで健康でおりますのでできますけど、うちですね、民生委員さんの中で、私がか会長になってからですね、1名、2名、3名、4名が認知症になられたんです。だからですね、一概に75歳以上まで頑張れって、頑張れって、私はつい最近まで思ってたけどですね、もう、えっ、5人か。5人でした。5人認知症になられて。だから、これは健康的に、やっぱり75歳というのは妥当な年齢かなと思いました。
	〔年齢制限のルールを作る〕	私はまだ年齢延長はせんやいかんと思っとったら、これは大間違いばいと思いました。やっぱり在職75歳のときまではということばね、それはいいと思いますけど、自分がこれから、まだ80以上になったっちゃ、まだ82～83歳でも、うちもいらっしゃいますからね、新しい方。83歳の方が二人ぐらいおられたんですけど、75歳ってというのは、これはある意味複合的な問題が起きないように、やっぱりそこはしとかなないとないました。撤廃じゃなくて75歳まで現職だった場合は、それが3年間、いわゆる78歳、いわゆる70代まではということだと思ひます。そういう私も「何だったかな」って思ひ出さんでおることもあるしですね、やっぱり。みんなが同じように年取っていくんだなって思ひますね、特にですね、こういう、この中で認知症を抱えとる方が多かですもん。
〈活動が阻まれる〉	〔協力者が見当たらない〕	その手段としてですね、実は福祉協力員というのがあるんですね。ところがですね、それがうまいように機能してないんですよ。これは私も言ってるけど、福祉協力員さんたちをですね、やっぱり社協の管轄なものですから、社協も「年間に5,000円から1万円ぐらいしか払っとらんけん、あんまり強制できません」って言うわけですよ。だから、それがね、もう何かむずがゆいところがあるんですね。／補助員をする人たちが結局70過ぎまでお仕事をされてるので、結局なんか補助員さんもなんか「ごめんね」みたいな、「できんで」みたいな感じで。のところもあるんで。その辺りもですね、ちょっと難しいところかなあとは思ひます。
	〔個人情報保護によってブロックされる〕	今は個人情報っていうのがものすごく厳しくてですね。やっぱり民生委員として、どこまで踏み込んでいいのかなっていうのは、ものすごく考えてですね。／これはもう絶対、情報が取れません。社協としても、「母子家庭を調べてくれ」って言うんですよ。これだけはもう取れませんね、子どもたちの個人情報に関わることだけ。怒られるんですよ。(中略) だから子ども会とか、そんなので聞いても、「いや、それはもう言えません」っていうことだから、もう尋ねもしませんけど、やっぱり母子家庭の子どもたちは、ちょっと把握しづらいです。

〈継続していく ことの難しさ〉	〔適度にブレーキ を踏む〕	結局もう、一生懸命行こうとするんですよ。そうするともう「迷惑」って。「あんまり行ったら迷惑」って。だけん、「そがん頑張らんでよか」とか言われて、「ああ、そうなんだ」みたいな感じですね。
	〔燃え尽きていく 仲間たち〕	とにかく、なつてすぐ、1期3年は、なんばしとるから分からんのが現状です。(…中略…)2期目になって、「ああ、1期目は、こうやったけん」って、その経験を生かしてやろうと思ったときは、1期で辞める人たちが多いというような状況ですもんね。／1期で辞められる方が、そのうちの60%のうちの、そうですね。6割ぐらい/継承が難しいんです。だからもったいない、そこの空間がですね、分からんままに、ここなんか。ようよう分かるようになって。私もそうだったです。何をしていいかっていうのが分からんのでですね、1期目ぐらいでは。／もう1期目で一生懸命された方が燃焼しつくして、「こげんなら、もう俺はしきらん」って辞めるケースが多いしですね。

#### IV. 総合考察

本調査は、農山村集落住民の福祉的課題解決に最前線で取り組む福祉支援者である民生委員の実践における課題を明らかにするために、農山村集落を担当する民生委員3名から調査協力を得て半構造化面接を行った。得られたデータを分析した結果、6カテゴリーと12コードが生成されたことから、以下のように総合的に考察を加えていくこととする。

1つ目に〈「民生委員」に切り替える〉カテゴリーが生成された。〔立場を切りかえる〕、〔「こちらから」声をかけていく〕という2つのコードから構成される。民生委員は、民生委員という役割を担う以前に、その集落の住民である。したがって、住民としての立場と民生委員としての立場の少なくとも2つの立場を同時にとることになる。したがって、集落住民の福祉課題の手助けに入っていく際には、民生委員の立場であることを明確にしていた。次に、〔「こちらから」声をかけていく〕コードは、集落住民に対して、民生委員として積極的に声をかけていく姿勢をいう。高木は、福祉支援者に対する調査結果から、農山村集落の住民が、その世帯で生じた福祉的課題を隠すかのように抱え込む状況に対して、必要な支援がスムーズに届けられない状況が生まれていることを明らかにしている<sup>3)</sup>。集落では、世帯同士の助け合いが豊かである一方で、他世帯に問題を知られたくないという意識も併存していると考えられる。そのような状況では、本カテゴリーのように、民生委員という立場を意図的に明確にさせることで、集落住民や世帯で抱える課題の早期解決軽減のために介入して行くこととなるといえる。

2つ目に〈集落で果たす役割〉カテゴリーが生成された。〔安心感を届ける〕、〔自負心〕という2つのコードから構成される。これは、1つ目のカテゴリーである〈「民生委員」に切り替える〉カテゴリーの具体的実践のカテゴリーと位置付けられる。〔安心感を届ける〕コードは、民生委員が集落住民に「安心感を届ける」ということである。民生委員には、様々な業務があるが、「安心感」をいわばモットーにして業務を行っているということである。〔自負心〕コードは、民生委員は、場合に

よっては、集落の他の世帯の家庭のなかにも入ることとなり、負担が大きい。民生委員は無償のボランティアである。なぜ、民生委員を引き受けるのか、その理由は、集落を支え、集落を次の世代に継承する役割である、という自負心といえる。

民生委員法の第一条に「民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする」とある<sup>6)</sup>。ここでいう〔自負心〕コードが、「社会奉仕の精神」を具体的にしたものだとも考えられるし、「常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助」が目指すのが〔安心感を届ける〕ということとなろう。

3つ目に〈集落の力を借りる〉カテゴリーが生成された。〔「ご近所の力」を借りる〕、〔「集落住民の価値観」に近い〕という2つのコードから構成される。これは、2つ目のカテゴリーである〈集落で果たす役割〉カテゴリーを補足していく技術をあらわすカテゴリーと位置付けられる。〔「ご近所の力」を借りる〕コードは、民生委員は常にその業務に専念し、集落のすべての世帯の状況を常に観察し、アップデートできるわけではない。民生委員は、集落世帯に何か重大な変化は起きていないか、またはその兆候はないか、情報を補足して、アップデートしていくために、集落住民から情報を収集していく。〔「集落住民の価値観」に近い〕コードは、この〔「ご近所の力」を借りる〕ための基盤といえる気づきである。集落住民同士の価値観が近いことが、集落の他世帯の「変化」に気づききっかけになるとも推測される。そのような意味では、民生委員が日ごろから、集落住民に声をかけていくという活動がきっかけとなって、集落の世帯員が他世帯のことを気にかけたりすることに結びつくと考えられる。民生委員には、集落の世帯同士を結びつけていくという機能を持つ可能性があるといえる。

4つ目に〈民生委員の高齢化に直面する〉カテゴリーが生成された。〔高齢化に伴う健康問題〕、〔年齢制限のルールを作る〕という2つのコードから構成される。〔高齢化に伴う健康問題〕コードは、集落住民の高齢化に伴って、民生委員を担う人材も高齢化している。その結果、民生委員自身にも高齢化から派生する健康問題に直面する状況になることである。〔年齢制限のルールを作る〕コードは、民生委員自身が、高齢化による健康問題を抱えることで業務を全うできない状況が起こることを未然に防ぐために、民生委員の年齢の上限を設けることである。

厚生労働省の報告<sup>7)</sup>によれば、民生委員の年齢分布から60歳以上が80%以上を占める構造が継続しており、かつ近年の特徴として、60歳代が減少する一方で、70歳以上が増加しているという指摘がある。70歳代の民生委員の推移については、平成28年は全体のうち70歳代（70歳～79歳）が占める割合は22%であったが、令和4年では、37%となっている。さらに、80歳代については、平成28年では、248名であったが、令和4年では1,044人となっている。また、令和4年では、90歳代だと回答している民生委員が2名いる。民生委員の高齢化に対してどのような対策をとることが可能となるのか、急ぎ検討する必要がある。

5つ目に〈活動が阻まれる〉カテゴリーが生成された。〔協力者が見当たらない〕、〔個人情報保護によってブロックされる〕という2つのコードから構成される。〔協力者が見当たらない〕コードは、民生委員に協力してくれる協力者が見当たらないことをいう。制度上は、福祉協力員などが位置づけ

られているものの、農山村集落では、役割分担ができるほど十分な人材がいないことから協力者が見当たらない状況となってしまう。〔個人情報保護によってブロックされる〕コードは、集落住民や世帯の支援を行おうとしたときに、とくに、集落でも他世帯等と疎遠な距離にある世帯等の情報を収集しようと、行政等に情報を依頼しても、個人情報保護の仕組みによって、民生委員が必要とする情報さえ入手できない状況のことである。

全国民生委員児童委員連合会<sup>8)</sup>によれば、個人情報の収集に関しては、次のような見解が示されている。つまり「民生委員・児童委員は非常勤・特別職の地方公務員であり、法第2条第5項第2号における「地方公共団体」の職員に当たることから、民生委員・児童委員として活動する範囲内では個人情報取扱事業者から除かれています。なお、民生委員・児童委員には民生委員法第15条等により守秘義務が課されています。」というものである。しかし、本研究の時点においては、民生委員の個人情報収集に関するこの見解は、他機関を含めて民生委員に十分に浸透しているとは言いがたい状況であることが明らかとなったともとらえられる。そこで、今後は、各民生委員をはじめ行政機関等を含めた関係各所において、民生委員の個人情報収集に関する周知を図っていくことが必要である。

6つ目に〈継続していくことの難しさ〉カテゴリーが生成された。〔適度にブレーキを踏む〕、〔燃え尽きていく仲間たち〕という2つのコードから構成される。このカテゴリーは、農山村の民生委員にとって、自分自身のケアの必要性和重要性をあらわしているカテゴリーである。〔適度にブレーキを踏む〕コードは、民生委員としてすべての世帯をしっかりと理解しようと頑張りすぎるのではなく、頑張りすぎることを自制することである。〔燃え尽きていく仲間たち〕コードは、民生委員として同じ志を持った仲間たちが、一生懸命頑張ったものの、燃え尽きてしまい、民生委員を短期間で辞めてしまう状況である。厚生労働省は、「民生委員・児童委員の研修について」という通知<sup>9)</sup>において、民生委員の研修に関して次のように示していた。それは「福祉各法に基づく施策、地域福祉推進の理念、介護保険制度、生活福祉資金等福祉分野に関する知識、保健及び医療関連分野に関する知識、教育、住宅等生活関連分野に関する知識、支援が必要な者のニーズの発見の手法、社会的孤立や排除等の課題への対応方法、民生委員・児童委員協議会の運営方法等、民生委員活動を行うために必要な内容とすること。」というものであった。民生委員に期待される役割に関する内容が中心で構成されており、民生委員自身のセルフケアに関しては示されていない。民生委員は負担を感じているということが小松によっても指摘されている<sup>10)</sup>。

民生委員のなり手不足が課題とされるなかで、いま活躍している民生委員が燃え尽きたりしないよう、事前の策として「セルフケア」に関しても研修していく必要があるといえる。

## V. おわりに

今後の課題としては、得られた調査協力者数が少ないことから、今後も継続して追加調査を重ね、知見を積み重ねていくこととしている。ただ、それでも本研究の結果によって、農山村で活動する民生委員の実践と課題の糸口をつかめたと考えている。

本稿を通じて、現代の農山村の姿が、人口減少と高齢化だけに集約されるわけではないことを知っ

ていただきました。今後も、見えているけども見ていない農山村の姿を明らかにしていきたい。

## 謝 辞

本研究について調査協力をいただいた3名の民生委員の皆様から心から感謝申し上げます。また、本研究はJSPS科研費22K02021の助成を受けたものです。

## 文 献

- 1) 高木健志：「中山間地域における精神障害者への訪問型支援に関する一考察—訪問型支援を経験したことのある11人の精神保健福祉士へのインタビュー調査を通じて」『社会分析』46：93-111. 2019年.
- 2) 高木健志：「農山村におけるメンタルヘルスに関する福祉的課題とその支援の必要性と可能性について」『農業および園芸』95(10)：849-857. 2020年.
- 3) 高木健志：「農山村における福祉的課題に対する相談支援の困難と課題—福祉支援者へのインタビュー調査を通して」『日本ソーシャルワーク学会誌』45：1-11. 2022年.
- 4) 高木健志：『農村ソーシャルワーク』学術研究出版. 2021年.
- 5) 佐藤郁哉：『質的データ分析法—原理・方法・実践【初版第8刷】』新曜社. 2014年.
- 6) 「民生委員法」(<https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC0000000198>, 2024.12.18).
- 7) 厚生労働省：「民生委員・児童委員制度の最近の動向資料2（民生委員・児童委員の年齢分布の変化<一斉改選時（12月1日時点>）」『第1回 民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会』（<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001268717.pdf>, 2024.12.18）. 2024年.
- 8) 全国民生委員児童委員連合会：「『個人情報保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏洩等の事案が発生した場合の対応について』に関するQ&A（民生委員・児童委員関係抜粋）」『個人情報保護法に関するQ&Aの改定について』（[https://www2.shakyo.or.jp/old/pdf/topics/kojinjoho\\_qa\\_minseiin.pdf](https://www2.shakyo.or.jp/old/pdf/topics/kojinjoho_qa_minseiin.pdf), 2024.12.18）. 2018年.
- 9) 厚生労働省：「民生委員・児童委員の研修について」『各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知』（[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc\\_keyword?keyword=%E5%85%90%E7%AB%A5%E5%A7%94%E5%93%A1%E3%81%AE%E7%A0%94%E4%BF%AE%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6&dataId=00ta3876&dataType=1&pageNo=1&mode=0](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc_keyword?keyword=%E5%85%90%E7%AB%A5%E5%A7%94%E5%93%A1%E3%81%AE%E7%A0%94%E4%BF%AE%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6&dataId=00ta3876&dataType=1&pageNo=1&mode=0),2024.12.18）. 2002年.
- 10) 小松理佐子：「民生委員制度の担い手の意識構造—民生委員対象アンケート調査結果から」『新情報』111：1-11. 2023年.